

仕 様 書

(1)販売品目

- ア 自動販売機で販売する品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。又、缶・ペットボトル・紙パック・瓶などの密閉式の容器とすること。
- イ 座間市上下水道局経営総務課が製造する「ごまみず」(別紙1)を販売すること。
なお、商品補充等にかかる経費は設置業者が負担すること。

(2)設置機器等の仕様

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- イ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ 災害など非常時の際、機器内の飲料水を被災者に供給できること。
- エ 座間市と協議により、機器にラッピングができること。
- オ 日本産業規格の据付基準、又は一般社団法人日本自動販売機工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

(3)広告パネル

自動販売機の正面(利用者に見えやすい箇所)に、設置事業者の広告をインサイドパネルで常設すること。パネルの寸法は次のいずれかとする。なお、必要に応じ、任意の期間中は座間市の広告パネルに差し替えられるようにすること。

- ア 大きいサイズ(高さ260mm×幅781mm 程度)
- イ 小さいサイズ(高さ310mm×幅420mm 程度)

(4)電源ポールの設置

自動販売機の設置に当たっては、電気事業者と直接契約して電力の供給を受けるために、電源ポール1本を設置すること。ただし、本市設置の既存電源(外部コンセント)が設置されている箇所については、使用電力量が計測できる子メーターを貸付面積の範囲内に設置すること。

(5)必要経費

自動販売機の設置及び撤去(電源ポール・子メーターの設置及び撤去を含む)に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については座間市の指示に従うこと。又、従前の自動販売機が撤去されると同時に電源ポールも撤去すること。

(6)設置及び利用上の制限

- ア 貸付料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品目、自販機の寸法、色、広告、災害対応については、各物件の指定を遵守

すること。(なお、販売品目に関して「缶・ペットボトル・紙パック・瓶」と表現されている部分は、缶、ペットボトル、紙パック、瓶のどれかで構成してくださいという意味で、必ず3種類をそろえるという意味ではありません。)

エ 自動販売機を設置するための面積は、契約上、自動販売機本体の面積(幅1.6m ×奥行き1m = 1.6㎡以内)及び回収ボックスの面積(0.4㎡以内)を合算した面積(2.0㎡以内)とすること。

オ 別紙3「既設自動販売機」の飲料自動販売機は撤去しません。

カ 「既設自動販売機」が設置している箇所付近には、同事業者は設置提案できません。

(7)維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。又、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、甲と協議し、必要に応じて協定等の締結を行うこと。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分確認した上で安全に設置すること。又、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。又、各社各自動販売機に貼付される連絡先の他に、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先及び当該自動販売機の位置・管理番号を記載したラベルを貼付すること。

キ 設置事業者の営業時間外でトラブルが発生した際に、そのトラブルが施設管理者の手に負えなくなった場合に備えて、設置事業者は、1カ所以上の緊急連絡先を座間市に届けること。

ク 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を、当該自動販売機の正面等、容易に見える位置に貼付すること。

(8)売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を報告書(別紙2)にまとめ、ひと月ごとに翌月15日までに提出すること。

(9)原状復旧

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状復旧すること。なお、原状復旧に際し、設置事業者は一切の補償を座間市に請求することができません。

別紙1

「ざまみず」に係る仕様について

- 担 当 座間市緑ヶ丘一丁目3番1号 座間市上下水道局経営総務課
電話（直通） 046-252-7480

- 「ざまみず」単価および販売条件【軽減税率対象】

単 価 表	
品 名	「ざまみず」アルミボトル缶
内容量	375ミリリットル
単 価	1箱(24本)税込み2,280円(1缶95円)
製造年月日	令和2年1月31日（賞味期限は製造日より3年）

「ざまみず」販売については、ざまみずの製造及び取扱いに関する要綱（別紙）を厳守し、ざまみず販売事業者指定申請書により、指定を受けなければならない。

※特記事項※

- 1 単価については納品数量に関係なく、1箱（24本入）2,280円です。
- 2 搬出については市指定場所（経営総務課窓口又は第一配水場）にて引渡し。

- 賞味期限 令和5年1月30日（製造日より3年）

- 搬出方法 市指定場所（経営総務課窓口又は第一配水場）にて引渡し

- 販売実績
販売登録店数 37店舗 自動販売機 4社
平成28年度卸売り実績 14,304本
平成29年度卸売り実績 12,370本
平成30年度卸売り実績 12,936本
令和元年度卸売り実績 15,675本

- 「ざまみず」自動販売機での販売の考え方

設置個所ごとに「ざまみず」の購入が可能な環境を整えたいと考えているため、販売を条件とするが、自販機を複数台設置している箇所については、いずれか1台の自販機で販売することも可。

- 販売元の所在 及び連絡先
 - ・平日 8 時 3 0 分から 1 7 時
 - 座間市上下水道局経営総務課経営係
 - 電話 0 4 6 - 2 5 2 - 7 4 8 0
 - ・土日祝祭日、時間外
 - 座間市役所受付
 - 電話 0 4 6 - 2 5 5 - 1 1 1 1
 - 経営係緊急時連絡体制 市受付→課長→係長→担当⇒問合せ先
- ※ 土日祝祭日、時間外については翌開庁日。

- 製造会社 エスエスケイフーズ株式会社
- 静岡県焼津市田尻 2 8 2 0 番地

- 製造所固有の記号 Z B W 食品の分類 清涼飲料水 (別表第 3 の三)

- 水質検査結果 第 1 9 - S A - 0 3 7 0 6 号 令和 2 年 2 月 1 3 日
- 静岡県生活科学検査センター
- 厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第 2 号
- 建築物飲料水水質検査業 静岡県 5 6 水第 2 号
- 医薬品試験検査機関 厚生労働省登録番号第 4 9 号

検査項目	検査結果
混濁	認めない
沈殿物又は固形の異物	認めない
ヒ素	検出せず
鉛	検出せず
カドミウム	適 0.00005mg/L 未満
スズ	適 0.003ppm 未満
大腸菌	陰性

※上記を含め、清涼飲料水の成分規格に基づく水質検査は全て適合である。

- 成分 埼食協検第 O B 1 0 0 7 6 5 - 0 2 号 平成 2 2 年 8 月 1 3 日

100ml 当たり	エネルギー	0Kcal	マグネシウム	1.0mg
	タンパク質	0g	カルシウム	3.8mg
	資質	0g	カリウム	0.16mg
	炭水化物	0g	pH 値	7.8
	ナトリウム	0.7mg	硬度	141mg/L

別紙2

売上報告書

令和 年 月 日

(あて先) 座間市長

自動販売機管理者

(所在地)

(会社名)

(代表者名)

(担当者名)

(電話番号)

印

(設置場所)

--

次のとおり報告します。

No	商品種 [単価] (A)	年 月		備 考
		販売数量 (B)	売上金額 (A) × (B)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
売上金額合計 (C)				

(記載上の注意)

- 1 本報告書は、ひと月ごとにとりまとめ翌月15日までに必ず提出してください。
- 2 本報告書は、自動販売機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記載してください。